

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 57 年 3 月に会社を退職後、A 市から B 市に転居し、店を開店した。国民年金の加入手続は会社を退職した後すぐに行い、申立期間の国民年金保険料は私の妻が夫婦二人分を一緒に金融機関の窓口で納付していたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 年 3 か月と比較的短期間である上、その前後の期間における国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、昭和 50 年 4 月に国民年金に加入した後の厚生年金保険の取得及び喪失に伴う国民年金の喪失及び取得手続も適切に行っているなど、年金に関する意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻は、「店を開店した以降は、各地で展示会を開催するなど、売り上げは順調だった。」としているところ、申立人の取引先であった卸業者の従業員は、「申立期間はバブル崩壊前の時期であり、商品は売れていて、申立人のところは、イベントでも一回当たり 100 万円から 150 万円は売り上げていたので、売り上げはよかった。」と回答している上、申立期間当時、同業者であった申立人の妻の弟は、「昭和 60 年頃は、高度成長を続けていた時期で、姉夫婦は、イベントでも 1 番とか 2 番の売り上げを上げていた。」と回答していることを踏まえると、申立期間当時に国民年金保険料を支払う資力は十分にあったと認められ、申立内容に不自然さは見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 2 月まで

私は、店を開店した夫の手伝いをするため、昭和 57 年 3 月に会社を退職し、A 市から B 市に転居し、国民年金の加入手続きを行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付したはずである。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、夫の分だけが納付済みとなっている期間があることに納得がいかない。

申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付したはずなので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月に国民年金に加入した以降、厚生年金保険への加入等に伴う国民年金の喪失及び取得手続きも適切に行っている上、申立人の弟は、「どういうきっかけかは分からないが、姉が年金は掛けておいた方がいいと言っていたのを覚えている。」としていることなどを踏まえると、申立人の国民年金に関する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に納付しており、保険料額は、二人分で 1 万 3,000 円ぐらいだった。」としているところ、当該金額は、申立期間当初の年度の二人分の保険料額にほぼ一致している上、B 市の国民年金被保険者名簿により、納付日が確認できる申立期間直近の昭和 57 年 3 月、59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間、並びにオンライン記録上、納付日が確認できる平成 9 年 4 月以降の期間は、申立人及びその夫の納付日は一致している。

さらに、申立人は、「国民年金保険料は、仕事上の手形決済とか月末までに支払わなければならない経費の支払い等を済ました後に納めていた。」としているところ、上記のB市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により申立人及びその夫の納付時期を見ると、期毎に納付していた時期については、その期の翌月に、毎月納付していた時期については納付対象月の翌月に納付されており、申立人が記憶している納付時期に符合している上、申立人が国民年金保険料を納付していたとする金融機関についても、申立人から提出された預金通帳により、申立期間よりも後の期間であるが当座預金及び普通預金の口座を開設していることが確認できることから、申立内容は、基本的に信用できる。

加えて、申立人及びその夫は、「店を開店した以降は、各地で展示会等を開催するなど、売り上げは順調だった。」としているところ、申立人の取引先であった卸業者の従業員は、「申立期間はバブル崩壊前の時期であり、商品は売れていて、申立人のところは、イベントでも1回当たり100万円から150万円は売り上げており、売り上げはよかった。」と回答している上、申立期間当時、同業者であった申立人の弟は、「昭和60年頃は、高度成長を続けていた時期で、姉夫婦は、イベントでも1番とか2番の売り上げを上げていた。」と回答していることを踏まえると、申立期間当時に国民年金保険料を支払う資力は十分にあったと認められ、申立内容に不自然さは見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎厚生年金 事案855（事案577の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月3日から63年7月まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたのに、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、年金記録確認の申立てをしたところ、平成22年6月に年金記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、昭和45年か46年頃、急性膵臓炎を患い、私が居住していた市内の病院で治療を受けた際、健康保険証を使ったことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は商業登記簿に登録されていることが確認できないところ、A社は厚生年金保険及び雇用保険の適用事業所であったことが確認できず、B組合、C組合及び申立人がA社が所在していたとする地域の近隣の者に事情を聴取しても、A社について確認できない上、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚については特定できないほか、申立人が申立期間直後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているD社の商業登記簿によると、申立人は、昭和51年3月にD社の役員となっているが、D社は、「昭和51年3月から平成13年11月までの期間において、申立人は常勤の役員であった。」と回答しているなどとして、平成22年6月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、申立期間において健康保険証を使った旨主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市の医師会は、「申立人が治療を受けたとする病院は、院長が死亡したため平成8年*月*日に廃院となった。」と回答しており、当該事実を確認することはできなかつ

た。

また、申立人は、A社はE社の下請けだったとも主張しているが、オンライン記録により、申立人が居住していた市において、申立期間の一部において、E社として厚生年金保険を適用されていた事業所（オンライン記録上、申立期間の途中から事業所名を別の名称に変更）に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「当社の下請けにA社という会社はなかった。」としており、A社について確認することはできなかった。

さらに、申立人が、申立人をA社に紹介したとする者については、オンライン記録により、申立人が居住していた市において、その者と同姓同名の者が確認できたが、その者は既に死亡しており、事情を聴取することができなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。